

鳥取市敬老祝賀事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、鳥取市敬老祝賀事業補助金（以下「本補助金」という。）について、鳥取市補助金等交付規則（昭和42年鳥取市規則第11号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付目的)

第2条 本補助金は、多年にわたり社会につくしてきた高齢者を敬愛し、長寿を祝福することを目的として開催される敬老祝賀事業の実施に要する経費を補助することにより、高齢者福祉に対する市民の理解を深め、もって本市の高齢者福祉の向上を図ることを目的として交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 敬老祝賀事業 次に掲げる事業をいう。

ア 敬老祝賀会（長寿を祝うための敬老会等の事業）

イ 記念品贈呈事業（記念品を贈呈する事業）

ウ その他市長が適当と認める事業

(2) 対象高齢者 次のアからウまでのいずれにも該当する者をいう。

ア 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている者

イ 敬老祝賀事業を開催する年度の4月2日から翌年度の4月1日までに満75歳以上となる者

ウ 敬老祝賀事業に参加した者及び敬老祝賀事業に参加予定だったがやむを得ず参加できなかった者

(補助事業者)

第4条 本補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、社会福祉法人鳥取市社会福祉協議会とする。

(補助事業)

第5条 本補助金の交付の対象となる事業は、補助事業者が別途定めるところにより、地域において行う敬老祝賀事業（以下「間接補助事業」という。）を実施する者（以下「間接補助事業者」という。）に対し、間接補助事業の実施に要する経費（以下「間接補助対象経費」という。）について間接補助金を交付する事業とする。

(補助金の算定)

第6条 本補助金は、間接補助対象経費ごとに、均等割額10,000円と間接補助事業に係る対象高齢者の人数に1,270円を乗じて得た対象高齢者割額とを合計した額（以下「上限額」という。）以内で算定し、予算の範囲内で交付する。ただし、間接補助対象経費が上限額に満たない場合は、間接補助対象経費の額を上限とする。

(交付申請)

第7条 規則第4条の申請書に添付すべき同条第1号及び第2号に規定する書類は、様式第1

号及び様式第2号によるものとする。

(間接交付の条件)

第8条 補助事業者は、第5条に規定する間接補助金（以下「間接補助金」という。）を交付するときは、間接補助事業者に対し、次の表の左欄に掲げる規則の規定（これらの規定中同表の中欄に掲げる字句を同表の右欄に掲げる字句に、それぞれ読み替えたものとする。）に準じた内容の条件を付さなければならない。

規則第9条第1項、 第9条の2、第10 条、第12条（た だし書を除く。）、第 16条、第17条並 びに第18条第1項 及び第3項	補助事業者等	間接補助事業者
	補助金等の交付	間接補助金の交付
	補助事業等の	間接補助事業の
	市長	補助事業者
	補助事業等を	間接補助事業を
	補助事業等変更（中止・廃止・） 承認申請書（様式第3号）	補助事業者が定める申請書
	補助事業等又は間接補助事業等	間接補助事業
	決定内容等	間接交付の決定の内容又はこれ に付された条件若しくは指示
	補助事業等に	間接補助事業に
	補助事業等着手届（様式第4号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等が	間接補助事業が
	補助事業等完了届（様式第5号）	補助事業者が定める届出書
	補助事業等（補助金等が間接補助 金等に係るものである場合にあつ ては、間接補助事業等。以下この 条において同じ。）	間接補助事業
	補助事業等実績報告書（様式第7 号）	補助事業者が定める報告書
	第10条第2項の規定により補助 事業等完了届の提出があったとき 又は補助金等	間接補助金

(承認を要しない変更)

第9条 規則第9条第1項の市長が別に定める変更は、次に掲げるもの以外の変更とする。

(1) 本補助金の増額

(2) 本補助金の2割を超える減額

(着手届の提出)

第10条 本補助金の交付に係る事業は、規則第10条第1項第3号の規定により、同項に規

定する着手届の提出を要しないものとする。

(補助金の交付)

第 1 1 条 規則第 1 1 条ただし書の規定に基づき、本補助金は概算払により交付するものとする。

(間接的な変更等の承認)

第 1 2 条 補助事業者は、第 8 条の規定により付した規則第 9 条の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業について変更等の承認をしようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

2 補助事業者は、前項に規定する条件に基づき、規則第 9 条第 1 項の別に定める変更等を定めるに当たっては、第 8 条に定める変更を定めてはならない。

(指示等の報告)

第 1 3 条 補助事業者は、第 8 条の規定により付した規則第 9 条の 2 又は規則第 1 8 条第 3 項の規定に準じた内容の条件に基づき、間接補助事業者に対して指示をし、又は間接補助事業者から報告を受けたときは、直ちにその旨を市長に報告しなければならない。

(実績報告)

第 1 4 条 規則第 1 2 条に定める実績報告は、本補助金の交付に係る事業の完了した日から 3 0 日以内に行わなければならない。

2 規則第 1 2 条の実績報告に添付すべき同条第 1 号及び第 2 号に規定する書類は、様式第 1 号及び様式第 2 号によるものとする。

(消費税仕入控除税額等に係る取扱い)

第 1 5 条 補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち、消費税法(昭和 6 3 年法律第 1 0 8 号)に規定する仕入に係る消費税額として控除できる部分の金額と、当該金額に地方税法(昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号)に規定する地方消費税率を乗じて得た金額の合計額(以下「消費税仕入控除税額等」という。)がある場合の本補助金の申請及び実績報告は、次の各号に定める方法によって行うものとする。

(1) 消費税仕入控除税額等がある場合には、これを補助対象経費から減額して交付の申請をすること。ただし、本補助金の交付を受けようとする者が、免税事業者、簡易課税事業者若しくは特定収入割合が 5 パーセントを超えている公益法人等(消費税法別表第 3 に掲げる法人及び同法第 2 条第 1 項第 7 号に規定する人格のない社団等をいう。)である場合又は仕入控除税額が明らかでないときは、この限りでない。

(2) 市長は、前号ただし書の規定による交付申請を受けたときは、仕入控除税額を含む額の範囲内で交付決定をすることができる。この場合においては、仕入控除税額が明らかになった後速やかに、交付決定に係る本補助金の額から当該仕入控除税額に対応する額を減額するものとする。

(3) 実績報告書を提出するに当たって、当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかになった場合には、その金額(前号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を補助対象経費から減額して報告すること。

(4) 本補助金の交付を受ける者が、実績報告書を提出した後に、申告により当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が確定した場合には、その金額(前2号により減額したものについては、その金額が減じた額を上回る部分の金額)を様式第3号により速やかに市長に報告するとともに、市長からの返還命令があった場合は、それに従うものとする。

(雑則)

第16条 この要綱に定めるもののほか本補助金の交付について必要な事項は、福祉部長が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成19年6月25日から施行し、平成19年度の補助金から適用する。
- 2 第6条の規定にかかわらず、申請の前年度において交付決定を受けた複数の間接補助事業者が当該申請の年度に合併した場合の均等割額は、10,000円に当該複数の間接補助事業者の数を乗じて得た額から10,000円を減じた額に、当該申請年度にあつては5分の4を、当該申請の翌年度にあつては5分の3を、当該申請の翌々年度にあつては5分の2を、当該申請の翌々々年度にあつては5分の1を乗じて得た額を10,000円に加えた額とする。

附 則

この要綱は、平成20年4月25日から施行し、平成20年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成24年7月9日から施行し、平成24年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行し、平成25年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、平成31年4月1日から施行し、平成31年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行し、令和6年度の補助金から適用する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の際現に改正前の鳥取市敬老祝賀事業補助金交付要綱の規定に基づき交付決定を受けたものについては、なお従前の例による。

様式第 1 号（第 7 条、第 1 4 条関係）

鳥取市敬老祝賀事業計画（報告）書

1 補助事業者の概要

名 称	
代表者	
所在地	

2 事業の概要

事業名	
事業目的	
開催期日	
開催場所	
参加人員	
事業内容	
事業効果	
事業期間	年 月 日 から 年 月 日まで

※事業実施後の効果は、具体的に記入すること。

3 消費税の取扱い（いずれか該当するものに○）

- （１）一般課税事業者
- （２）簡易課税事業者
- （３）免税事業者
- （４）特定収入割合が５％を超えている公益法人
- （５）仕入控除税額が明らかでない一般課税事業者

様式第2号（第7条、第14条関係）

鳥取市敬老祝賀事業収支予算（決算）書

団体名：

1 収入の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

2 支出の部 (単位：円)

科 目	金 額	摘 要
計		

年 月 日

鳥取市長 様

住所

氏名

年度仕入れに係る消費税等相当額報告書

年 月 日付け鳥取市指令第 受 第 号で交付決定のあった鳥取市敬老祝賀事業補助金について、鳥取市敬老祝賀事業補助金交付要綱第15条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 鳥取市補助金等交付規則第12条の2に基づく確定額 金 円
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額)

2 消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額
金 円

3 補助金の額の確定までに減額した仕入控除税額 金 円

4 補助金返還額（2から3の額を差し引いた額） 金 円

5 添付資料

- (1) この補助金の交付を受けた時期を課税期間に含む消費税及び地方消費税の確定申告書（第1表）の写し
- (2) 消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の積算方法や積算内訳等を記載した書類
- (3) 課税売上割合・控除対象仕入税額等の計算書の写し
- (4) 特定収入割合がわかる書類